

令和5年度第2回総合エネルギー統計検討会の概要
(令和6年3月11日～13日書面開催)

1. 委員からの意見と事務局回答

意見①

検討会資料の「1. 2 家庭部門の電力消費量の算定における例外措置の適用」で、電力調査統計の前年度からの伸び率を家計調査の値に用いているが、次年度以降に同様の措置が必要になった際にも今回の家計調査の推計値を用いることになるのか。

事務局回答：

今後も同様の措置が必要になった場合には、前年度からの伸び率を使用することになる。なお、過去のデータを四半期別に確認したところ、例外措置適用の可能性は低いと考えられる。

意見②

検討会資料の「1. 2 家庭部門の電力消費量の算定における例外措置の適用」において、データのばらつきを補正する際は、過去の多くのデータ（相関）からのずれ量（回帰分析による）をベースとすべきではないか。

事務局回答：

御提案の方法には伸び率を乗じる相手である前年同期の精度に大きな影響を受けにくいという長所があるものの、いつからいつまでのサンプルで回帰をするのか、世帯数の変化を説明変数に入れるかどうか、誤差に正規性が認められない場合どうするのかなどの論点が考えられるため、慎重な検討が必要であると考えられる。

意見③

検討会資料の「1. 2 家庭部門の電力消費量の算定における例外措置の適用」で、今回2023年1～3月が外れ値となった要因は、激変緩和措置（税込▲7円／kWh）ではないという理解でよいのか。

事務局回答：

外れ値となった要因については第一義的には激変緩和措置ではないと推量している。これは、家計調査で用いる全国の電気料金は資源エネルギー庁が推計したものではなく、家計調査において公表された金額、数量、単価を用いているためである。

意見④

検討会資料の「2. 2 地域熱供給の業務部門における重複の排除」の検討課題と対応方針について、分類不能・内訳推計誤差の行に計上していた数値は、自家用蒸気部門間移転の行に転記するものと理解してよいのか。

事務局回答：

#690000分類不能・内訳推計誤差の\$1350熱供給を0にして、#269995自家用蒸気部門間移転の\$1350熱供給に計上した。また、\$1310自家用蒸気と\$1350熱供給の合計は0になる。

その他

今回の議題外となるが、「大気熱」の統計化は将来の国内エネルギーセキュリティ向上に貢献すると思料。ぜひ総合エネルギー統計検討会にて「大気熱の統計化」について議題化いただきたい。

2. 結果

上記事務局からの回答に対して委員から特に異論はなかったため、事務局提案の手法を令和4年度エネルギー需給実績の確報から反映させることとする。